

市町地域防災計画の修正

資料 2

災害対策基本法第 42 条第 5 項に基づき、県に地域防災計画の修正報告のあった市町は下表のとおりである。

市町名	修正事項					危機管理局 意見聴取依頼日
	平成 28 年度静岡県地域防災計画の修正			その他		
	①県が策定した防災に関する計画等	②国の防災基本計画や法改正等	③原子力災害対策の巻修正	④市町独自の状況	⑤表現の見直し等	
下田市	○	○	○		○	平成 29 年 6 月 6 日
東伊豆町	○	○			○	平成 29 年 4 月 19 日
河津町	○	○	○	○	○	平成 29 年 8 月 9 日
南伊豆町	○	○			○	平成 29 年 6 月 15 日
西伊豆町	○	○			○	平成 29 年 8 月 15 日
沼津市	○	○		○	○	平成 29 年 4 月 4 日
熱海市	○	○			○	平成 29 年 3 月 27 日
三島市	○	○		○	○	平成 29 年 3 月 31 日
富士宮市	○	○			○	平成 29 年 4 月 4 日
伊東市	○	○		○	○	平成 29 年 5 月 29 日
富士市	○	○		○	○	平成 29 年 5 月 18 日
御殿場市	○	○			○	平成 29 年 4 月 3 日
裾野市	○	○		○	○	平成 29 年 4 月 14 日
伊豆市	○	○		○	○	平成 29 年 5 月 31 日
伊豆の国市	○	○			○	平成 29 年 3 月 30 日
函南町	○	○		○	○	平成 29 年 5 月 26 日
清水町	○	○			○	平成 29 年 5 月 18 日
長泉町	○	○			○	平成 29 年 4 月 26 日
小山町	○	○		○	○	平成 29 年 3 月 24 日
静岡市	○	○		○	○	平成 29 年 4 月 11 日
島田市	○	○	○		○	平成 29 年 2 月 16 日
焼津市	○	○	○	○	○	平成 29 年 7 月 7 日
藤枝市	○	○	○		○	平成 29 年 4 月 20 日
牧之原市	○	○			○	平成 29 年 5 月 11 日
吉田町	○	○	○	○	○	平成 29 年 4 月 24 日
川根本町	○	○		○	○	平成 29 年 4 月 7 日
浜松市	○	○		○	○	平成 29 年 3 月 30 日
磐田市	○	○	○	○	○	平成 29 年 5 月 12 日
掛川市	○	○	○		○	平成 29 年 5 月 8 日
袋井市	○	○	○		○	平成 29 年 3 月 29 日
湖西市	○	○	○	○	○	平成 29 年 5 月 8 日
御前崎市	○	○	○		○	平成 29 年 3 月 30 日
菊川市	○	○	○	○	○	平成 29 年 3 月 30 日
森町	○	○	○		○	平成 29 年 5 月 30 日

注)「○」は修正がある項目であることを示す(一部修正の場合を含む)。

(「④：市町独自の状況に応じた修正」の内訳)

市町名	内容
河津町	原子力災害対策編の策定
沼津市	避難所の運営に関する記述を修正
三島市	基本方針に被災者支援を一元管理する被災者台帳の導入と被災者支援システムの運用に係る説明を記載
伊東市	伊豆東部火山群防災協議会を設置したこと、避難対策について「伊豆東部火山群の伊東市避難計画」に準拠することを記載
富士市	市の業務継続計画が新設されたため、その内容について記載
裾野市	一般対策編の中の計画であった「富士山火山防災計画」を編として独立させ、別冊として「富士山火山広域避難計画」を策定
伊豆市	<ul style="list-style-type: none"> ・「津波防災まちづくり推進計画」、「津波避難計画」及び「伊豆市災害廃棄物処理計画」策定について記載 ・原子力災害の特性、県が定める原子力災害対策重点区域等を記載 ・原子力災害に係る情報収集体制と市民に対する情報伝達体制の整備について記載
函南町	富士山火山防災対策協議会の設立経緯を記載
小山町	原子力災害が発生した場合の、県との連絡体制の確保及び必要な情報の収集について記載
静岡市	<p>遺体収容施設の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「静岡市遺体措置計画」策定等について記載 <p>原子力災害に関する事前対策計画及び応急対策計画について記載</p>
焼津市	「焼津市災害廃棄物処理計画」の策定に伴う修正
吉田町	「吉田町福祉避難所設置・運営マニュアル」に基づき、要配慮者の避難先として、社会福祉施設や宿泊施設等を福祉避難所として確保するよう努めることを記載
川根本町	原子力災害に係る情報収集体制・連絡体制の確保及び広域避難の受け入れについて記載
浜松市	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松市防災情報システムについて記載 ・被災者の健康支援を実施するマニュアルについて記載 ・原子力災害に係る広域避難について県の計画に基づき受け入れを行うことを記載 ・計画に基づき避難行動要支援者支援を実施することを記載 ・市域外での被災地支援活動について記載
磐田市	車中泊など避難所以外の場所で避難生活を送る被災者に対する必要な生活関連物資の提供などの支援について整理

湖西市	突発的災害に対して、市災害対策本部の実施する事項として人的被害の数を一元的に集約、調整し、県へ報告することを記載
菊川市	原子力災害対策指針の改正等に伴う、O I Lの判断に関する記載の追加